

中京大学生のためのソーシャル・メディア利用ガイドライン

2014. 4

学生生活委員会

ソーシャル・メディア（Facebook、Twitter、mixi、Blog、Google+、Line、YouTube等）を有効に活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換することが可能となり、相互関係の構築が可能となります。

しかし、発信した情報が発信者の意図しない問題を引き起こし、社会に多大な影響を与えたり、発信者自身が多大な影響を被ることもあります。

このため、その利用に当っては、利用者一人ひとりがその特性や自らが負うべき責任を正しく理解する必要があります。

中京大学では、学生がこれらのツールを適切に利用し、効果的かつ安全に活用する際の考え方や留意点をまとめたガイドラインを策定しました。

以下のことを十分に自覚した上で、中京大学の一員として責任あるコミュニケーション活動を行ってください。

■法令遵守

日本国の法令を遵守し、基本的人権、知的財産権（肖像権、著作権、商標権等）に関して充分留意してください。

人の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮してください。

■諸外国の法令・国際法遵守

留学や旅行など国外においても、自ら置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

■人権の尊重

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うことをソーシャル・メディア利用の原点に置いてください。

■正確な情報

発言する前に、その発言の内容に虚偽がないことを確かめてください。意図的に虚偽や不確かな情報を伝達することは、自身と中京大学の名誉と信頼を損なうことになることを理解してください。

■大学の一員である自覚

中京大学の一員であることを明らかにした上で、単に個人としてだけでなく、社会全体から本学を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚し、本学の一員として恥じない行

動に努めてください。

■自分自身のプライバシー保護

利用サービスの内容を吟味し、個人情報を登録・公開する際には十分に注意を払ってください。ソーシャル・メディアを利用した情報発信では、情報を削除しても第三者において保存・アーカイブ化され、将来にわたり人物情報として利用される恐れもあります。個人情報以外にも行動履歴等から個人を特定される事例もあるので、十分留意してください。また、就職活動において、雇用者が雇用希望者をWeb で検索することが増えてきていることを自覚し、ソーシャル・メディアを利用し情報発信したことが将来、自身を困らせることがないように、充分留意してください。

■免責文の記載

本学に関連した内容について、個人的見解を発言する際は、大学の一員としての身分及び本名を明らかにした上で一人称を使用し、学園の見解ではなく自身の見解であることを明確にしてください。

■情報発信に際しての遵守事項

次のような情報は発言してはいけません。

- (1) 誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
- (2) 他人のプライバシーに関する内容
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的な内容
- (5) その他、教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的とする情報

■守秘義務・機密情報の取扱

学内で知りえた守秘義務のある情報を公的に発言してはいけません。

■個人情報の取扱

他者のプライバシー・個人情報、に言及するときは、原則として相手方の了解が必要です。

情報発信した内容がふさわしくないと大学が判断したときは、大学はその品位を守り、社会的責任を果たす目的でそれを調査し、懲戒の対象とする場合があります。

以上